

提出された工事費内訳書の不備等により入札が無効となる取扱いについて

三好市管財課

入札の際、提出を求めている工事費内訳書の確認について、厳正かつ効率的に行うことを目的として、以下のとおりの措置を実施します。

なお、この取扱いは入札公告又は指名通知を行う全ての工事で、平成28年6月1日以降に開札する工事を対象とします。ただし、一般競争入札に付する工事については、平成28年1月19日以降に入札公告を行う工事を対象とします。

記

1 提出された工事費内訳書に不備等があり、当該入札が無効となる取扱いについて

提出された工事費内訳書が「未提出又は不備がある」として別表各項に該当する場合は、三好市入札心得第6（9）に該当する入札であるとして、当該工事費内訳書提出業者の入札は無効となりますので内訳書作成及び提出の際は十分注意してください。

別表

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示されていた項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべきではない事項が記載されていた場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
	(5)	内訳書の日付が入札書受付期間又は開札日以外の日付である場合
5 その他未提出又は不備がある場合		